



住まいとつながりをすべての人に

NPO
法人 やどかりプラス⁺

地域共生社会の在り方検討会議（第5回）

令和6年10月29日

資料5

『身寄り』がない人の権利擁護 と権利擁護支援のための 地域のネットワークづくり を促進するための取組み

NPO法人やどかりプラス
理事長 芝田 淳



自己紹介 ~NPO法人やどかりプラスの誕生まで~

司法書士

since2001

- 多数の成年後見人等に就任
- **成年後見制度**が『身寄り』の代わりとして利用されている実態

NPO法人か
ごしまホーム
レス生活者支
えあう会

since2004

- **ホームレス**の方は『身寄り』との縁が切れていて、アパートを借りる際の保証人がいない

NPO法人やどかり サポート鹿児島

since2007

- 障害者支援においても、連帯保証が問題になっていた（特に精神科病院からの退院支援）
- ホームレス支援と障害者支援がいっしょになって「**連帯保証問題**」を解決するためのNPOを設立

居住支援法人

NPO法人つながる 鹿児島

since2017

- 『**身寄り**』問題の解決に挑むために設立！

2024年8月13日、やどかりとつながるは合併して

NPO法人やどかりプラスに

「住まいとつながりをすべての人に」
「すべてを失ってももう一度つながれる社会」
「『身寄り』がなくても困らない社会」



住まいとつながりをすべての人に
NPO法人 **やどかりプラス+**

もくじ

- 1 『身寄り』問題の基本的考え方
- 2 地域ガイドラインと組織マニュアル
- 3 当事者主体の『身寄り』問題の解決
- 4 まとめ





住まいとつながりをすべての人に

NPO
法人

やどかりプラス+

『身寄り』問題の

基本的考え方

『身寄り』問題とは（NPO法人やどかりプラスの定義）

- 人が赤ちゃんのとき、子どものうち、けがをした時、病気の時、障害をおったとき、認知症になったとき、そして死んだとき
「家族がするのがあたりまえ」
という場面が多数ある
- さらに、**連帯保証・身元引受・身元保証**といった「慣習」がある
しかも、学校に入るとき（就学）、仕事に就くとき（就労）、入居するとき（住居）、入院するとき（医療）、入所するとき（介護）といった、**いのちと暮らしにかかわる重要な場面で必要**とされる
- 『身寄り』がない人は【例外】として扱われ、対応方法が用意されていない

- しかし、家族を支える**家族の機能**それ自体が弱まっている
※核家族化、少子高齢化、人口流動、未婚・離婚の増加等
- さらに、『身寄り』がないという【例外】に対応する**地域**の力も弱まっている
※かつての「集落」「ご近所」「同僚」「同郷」等

そのために、『身寄り』がない人が重要な社会参加・社会サービスにおいて【例外】として、排除されたり、差別されたりしている

※『身寄り』問題が単身高齢者だけでなく、こども若者の問題でもあることに十分に留意が必要

家族による支援のとらえ直し

支える余裕（お金・時間）がある

「家族」という無限責任

➤ 縦軸には「孤独・孤立」も関係するのでは？

世の中の前提
理想
期待される姿

支える気持ちがない

押しやる
力が働く

・ 虐待
・ ネグレクト
・ 疎遠
・ 『身寄り』なし

・ 家族支援への期待
に対する重圧
・ 過度な負担

支える気持ちがある

支える余裕（お金・時間）がない

家族に「丸抱え」を求める社会 =
「家族にかかわらない方が賢い」社会

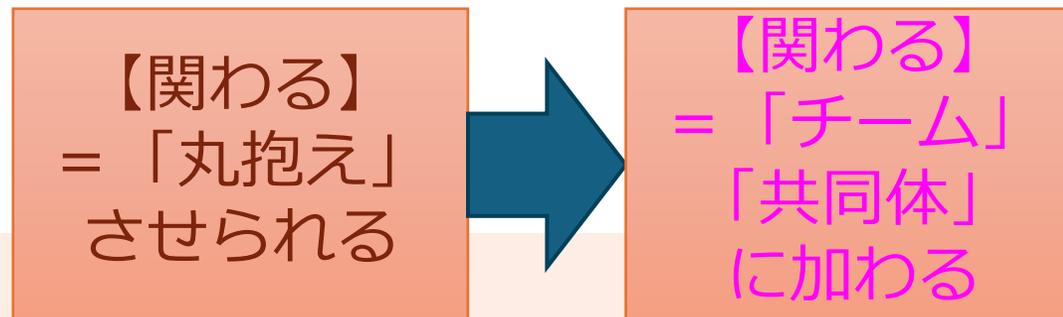
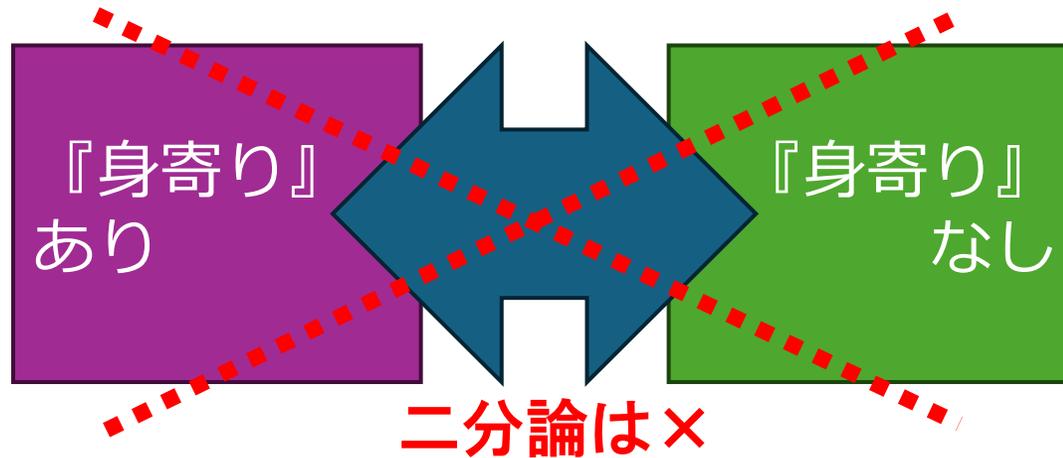
- ◆ 『家族による支援』があたり前とされる社会で、支援する側の家族は、さらに、「お金」や「時間」という「余裕」の有無にかかわらず、「家族だから」と「丸抱え」を求められる
- ◆ 家族による支援（家族機能）をとらえなおさなければ、家族への期待に押しつぶされる家族を生み出すのではないか？
- ◆ 支える力のない家族に支えることを求めることが、『身寄り』がない人を増やし、虐待の増加につながっていないか？
- ◆ 健全な家族間の支えあいを守るためにも、「丸抱え」ではなく、家族による支援（家族機能）のとらえなおし、地域・社会による支援との【並列化】【役割分担】が必要ではないか？

家族「丸抱え」ではなく、家族が自分の「できること」の範囲で家族にかかわることのできる社会へ



二分論ではなく、家族・地域・社会の役割分担

【並列化】 【役割分担】
家族による支援
地域による支援
社会による支援



- ◆ 当面、『身寄り』がない人の支援に取り組む必要はあるが、
『身寄り』がある人＝家族頼み
『身寄り』がない人＝新たな支援
という【二分論】ではだめ
- ◆ 目指すべきは、家族による支援・地域による支援・社会による支援(社会保障)の
並列化と役割分担
- ◆ そうした社会において、家族や地域は、家族に対して、隣人に対して、安心して、自分のできる範囲で関わるができる
「丸抱えさせられない社会」
「家族や隣人に関わるのが楽しい(^_^)社会」
- ◆ 現状:「関わる」=「丸抱え」させられる
これから:「関わる」=「チーム」「共同体」に加わる

そもそも、『身寄り』とは

身を寄せるところ。親類・縁者。

身寄りの基本的な意味は「身を寄せるところ」。

ところが、今日、2024年の現在において、私たちが身寄りと呼ぶものは、ほぼほぼ家族・親族を指していて、その他のものを含んでいるようには思えません。

つまり、もともと身寄りという言葉には、ご近所、同級生、同僚、同郷等さまざまな「身を寄せるところ」が含まれていたのだけれど、時代の変化の中でこれが含まれなくなった、ということではないかと思われます。

私が、身寄りという言葉に『身寄り』と常に『』をつけているのはそういう意味があります。

『身寄り』とは、辞書に記載されている身寄りの定義とは異なり、今日、2024年の現在において、われわれが身寄りだと思っているものである、ということを示すため、また、身寄りという言葉の意味を今一度考えてもらうためです。

『身寄り』問題の解決は、親類・縁者がなくても「身を寄せるところ」が得られるようにすること、なのかもしれません。

制度や契約の【副作用】

成年後見制度や高齢者終身サポート等の「制度」や「契約」のみにより『身寄り』の「代替」を用意することには大きな【副作用】がある

①本人を「支援される側」に固定してしまう。

成年後見制度を利用すると、本人は【被】後見人，【被】保佐人などと呼ばれる。制度上「支援される側」とされ「支援する側」になる可能性がない。

②本人の「孤立」を固定してしまう。

成年後見制度を利用すると、成年後見人が身元保証・死後対応等の問題を「ひとりで」すべて解決してくれる。

本人は、成年後見人以外とつながる必要がなくなる。

その結果、本人が施設入所しても「遊びに来る人」はおらず、本人の最期にあっても本人を見送り弔う人は成年後見人ただひとり・・・

→目指すべき地域共生社会の姿とはおおきく異なる

制度や契約への「丸投げ」ではなく、支えあい・助けあい・見送りあい・弔いあう地域を目指す



住まいとつながりをすべての人に

NPO
法人

やどかりプラス+

地域ガイドライン

と組織マニュアル

『身寄り』が
あってもなくても
安心して暮らせる地域

- 当事者、事業者、支援者による「三位一体」の取組みを展開します。
- 家族、地域、社会がそれぞれの役割を担って個人を支えます。
- 行政の主体的取組みやバックアップが求められます。
- これらは『身寄り』の有無にかかわらず安心して暮らせる地域を創造する権利擁護の取組みです。



地域のガイドラインづくり
組織のマニュアルづくり
地域共生社会の創造

『身寄り』がないは
「第2のスタンダード」

- 『身寄り』がないは「第2のスタンダード」です。
- 地域における『身寄り』のない人に対する支援に関するガイドラインを作成します。
- 個々の組織においては、『身寄り』のない人に対してサービスを提供できるようマニュアルを作成します。
- これらの営みそのものが地域づくりであり、地域共生社会の創造につながります。

ソーシャル
アクション！

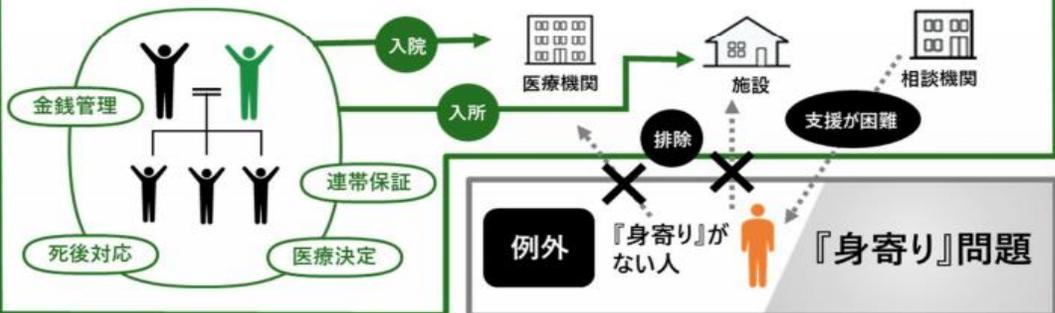
意識の転換！

スタンダード

『身寄り』があることを前提とした社会

- 現状の社会は、『身寄り』があって「家族による支援」を受けることができることを前提に構成されており、『身寄り』がない人は例外として扱われています。
- そうした社会で『身寄り』のない人が社会サービスにアクセスできず排除されています。
- 連帯保証・医療決定・金銭管理・死後対応等個別具体的な課題があります。

「家族による支援」



身寄りの有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりの手引き

➤ 『身寄り』がないはすでにスタンダード
「例外」ではなく「第2のスタンダード」ととらえる意識転換

➤ 地域全体で、『身寄り』がない人をどのように支えるかを検討し「地域ガイドライン」を作成

市区町村の役割が極めて重要。
ガイドラインは、市区町村名義で作成すべき

国のガイドライン
を参考に

➤ 相談機関・医療機関・介護施設等それぞれの組織は、「うちに『身寄り』がないひとがきたらどうするか？」を主体的に検討し「マニュアル」を作成

医療機能評価や第三者評価において、『身寄り』がない人を引き受けるためのマニュアル整備を評価

令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業」（NPO法人つながる鹿児島）より

NPO法人つながる鹿児島のHPがまだあり、
そこでダウンロードが可能です



住まいとつながりをすべての人に
NPO 法人 やどかりプラス+



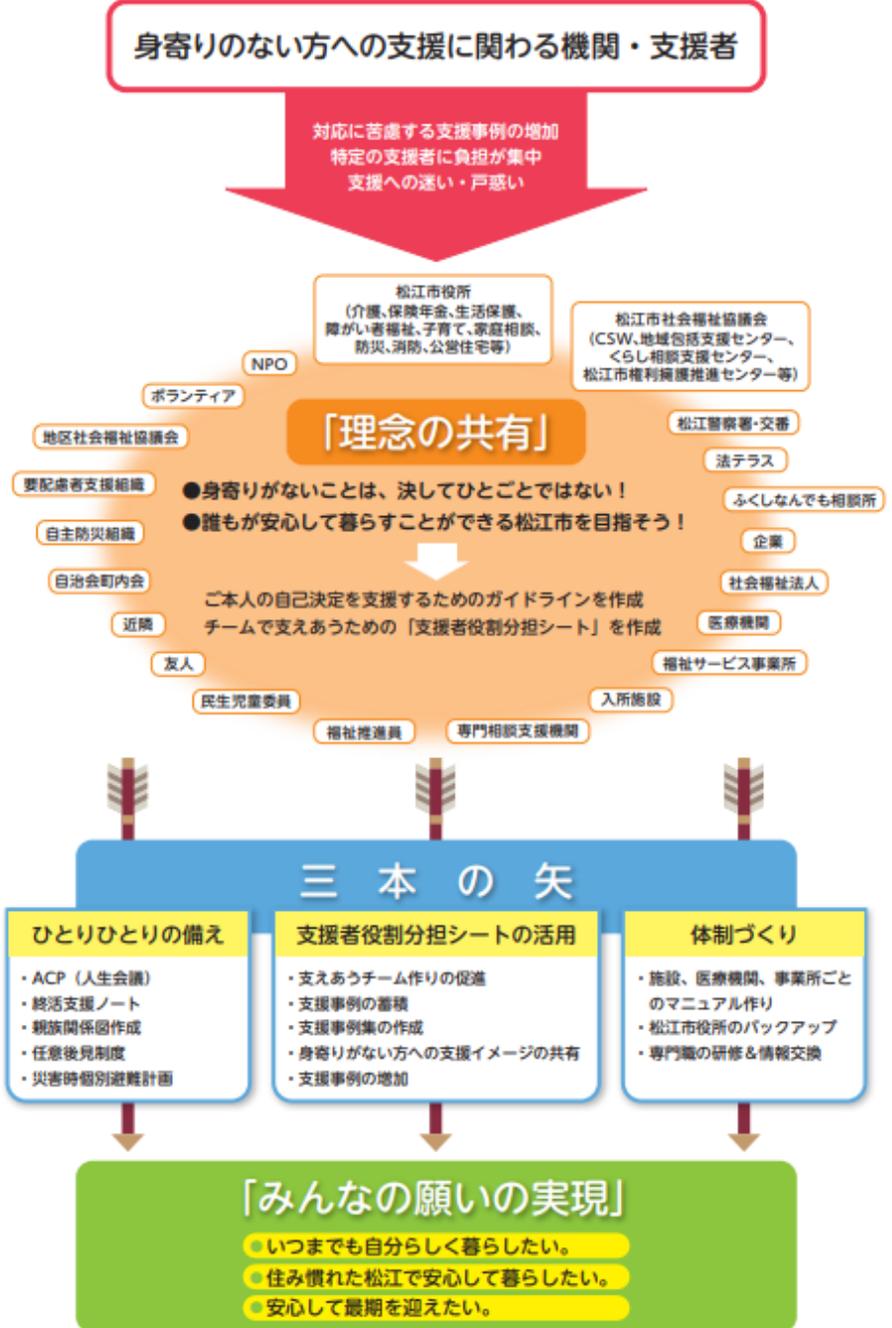
支援に関わる
機関のための

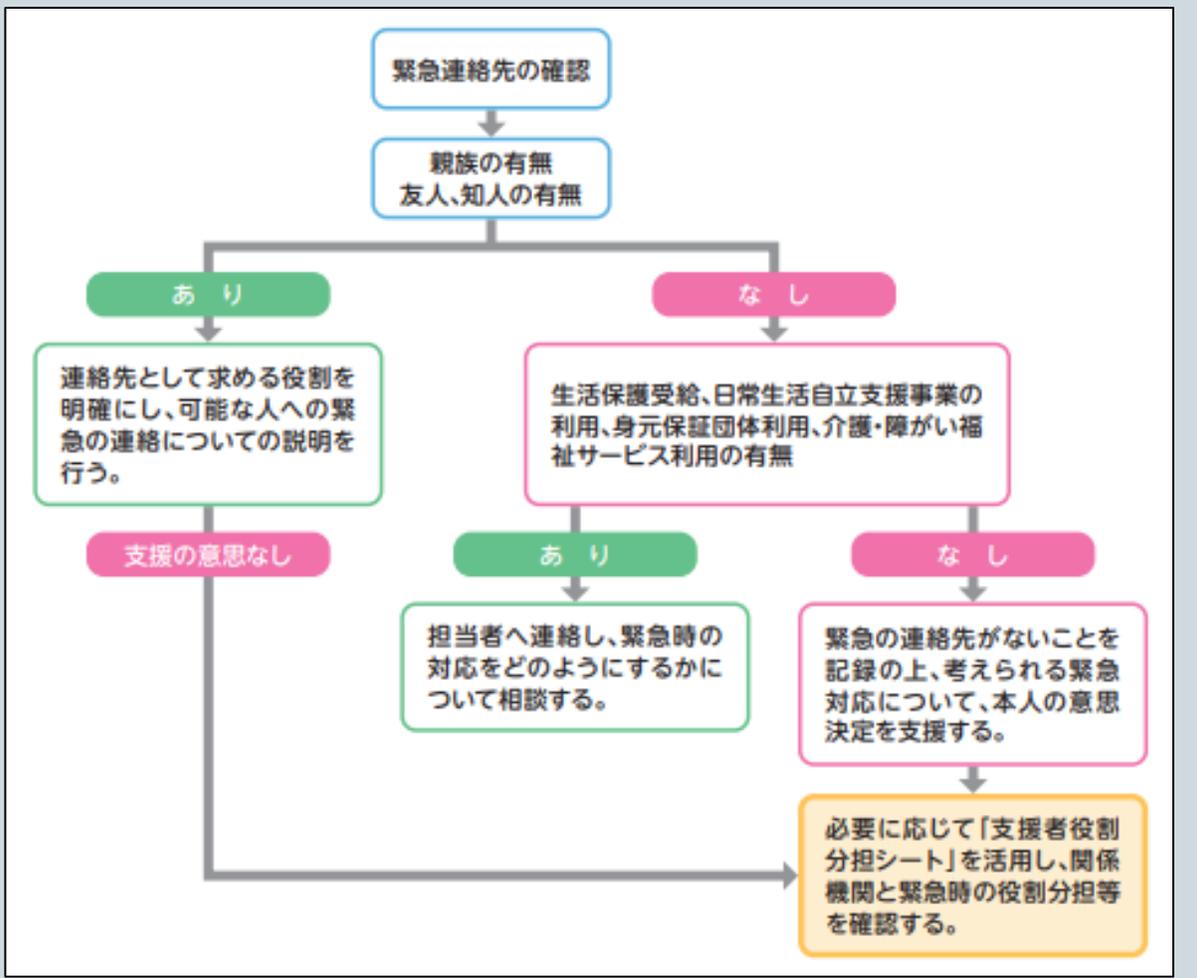
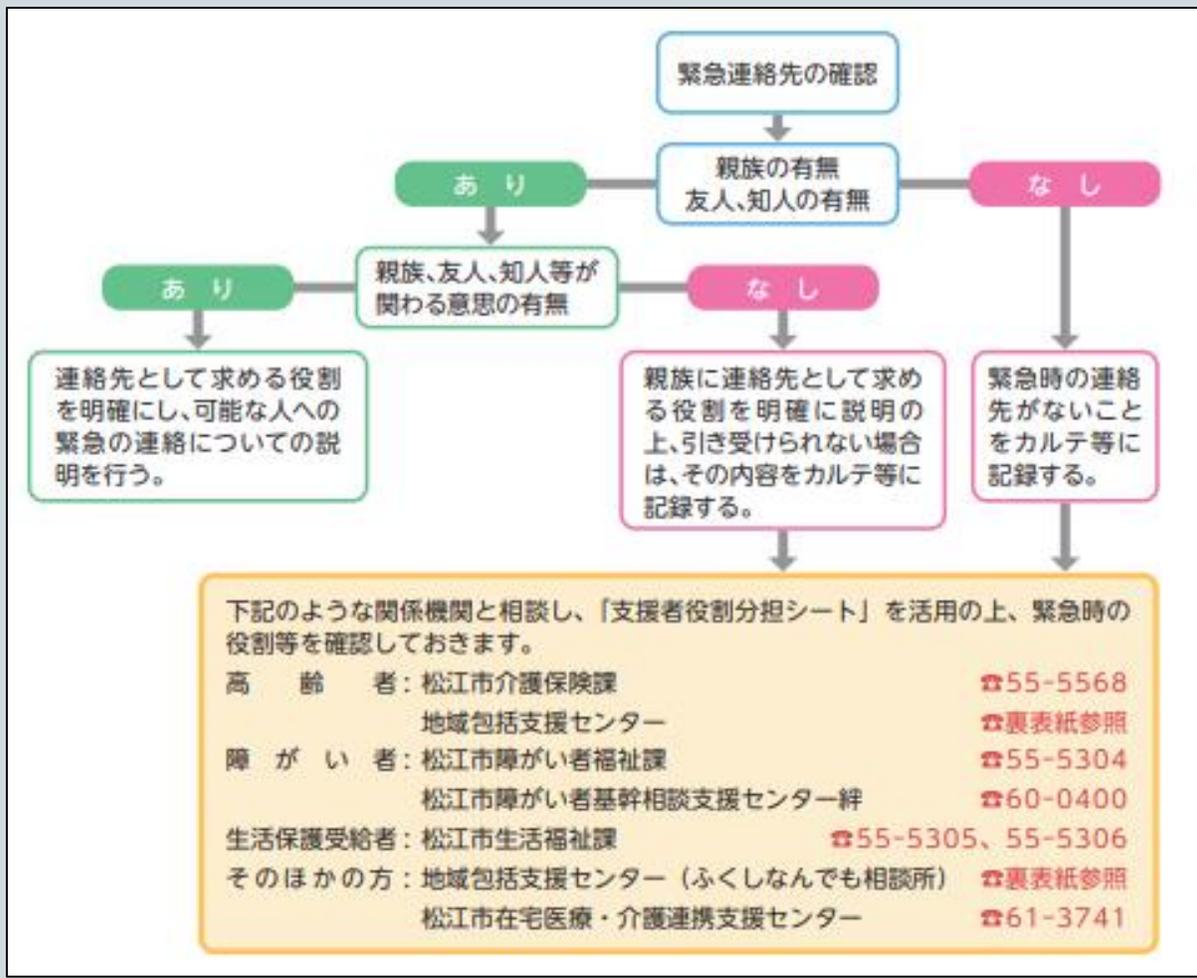
松江市
身寄りがいない人への
支援ガイドライン

令和4年4月



松 江 市
 松江市社会福祉協議会





※国の示したガイドラインを基に、相談先や地元の資源を明示している
特に緊急連絡先がない場合の相談先を明示しているところはすばらしい！

身寄りがない人で意思決定が困難な人への支援に関する 地域医療機関ガイドライン

JA 愛知厚生連 江南厚生病院

病病連携会議

2021年7月【完成版】

はじめに

このガイドラインは、厚生労働省が2019年6月に作成した「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づき、愛知県尾張北部地域の江南厚生病院が主催する病病連携会議の参加医療機関同士で共有する「地域医療機関ガイドライン」として作成しました。

医療機関において、身寄りのない人の入院、療養、退院後の療養先の確保などの支援を通して、様々な課題があることに直面します。医療機関の中だけで解決することが困難な課題が多いことも、身寄りのない人の支援の特徴となっています。

地域において、ひとり暮らし世帯が今後ますます増加することが見込まれる中、「身寄りがない人」に該当する人が、身元保証人不在であることを理由に地域の中で受け入れ先が困難になることがない地域を目指します。このため、この地域医療機関ガイドラインは、最終的には、地域の福祉施設とも共有することを目指し、医療機関間での整備にとどまらず、行政や福祉施設との共通ルールとしても整備していくことができる一歩とします。

地域医療機関ガイドライン作成の目的

身寄りがない人にかかわる「入退院」「入退所」「死亡時」「死後」の対応は、家族等不在のために生じる課題がたくさんあります。厚生労働省のガイドラインは、本人に「判断能力がある場合」と「判断能力が不十分・ない場合」の支援について記載されています。このガイドラインをふまえた構成で作成することで、本人の意思決定を中心とした医療倫理、法的課題を理解した医療機関内の対応ができることを目指します。

特に、「意思決定が困難な人」は、現場の対応に格差が生じることが多いため、想定される課題に対して、あらかじめのぞましい対応を決めておくことで、所属機関のリスクマネジメント対策につなげると同時に、身寄りがない人の権利を守ることにつながります。

地域医療機関ガイドラインは、地域包括ケアシステムの一つとして、身寄りがない状況でも、本人の最善を考えた支援や連携を行うために活用されるよう、医療機関で働く医療従事者で共有します。また、行政や支援機関にも共有する中で、必要事項の修正加筆などガイドラインの見直しを行います。

令和3年7月

JA 愛知厚生連 江南厚生病院
病病連携会議

目次

はじめに	3
1. 身寄りがない人の定義	6
2. 意思決定能力を評価する	6
意思決定能力の指標	
3. 医療同意に関する対応の原則	7
本人の同意が原則/緊急時の対応/緊急を要しない場合の対応	
医療及びケアの決定手順	
治療に関する同意は本人しかできない	
後日家族が見つかる場合	
精神的判断能力が欠如している本人の治療決定	
参考:精神科病院における入院形態と医療同意の特徴	
4. 判断能力がある場合	12
1) 緊急の連絡先 2) 医療同意に係る書類/入院申込書・入院計画書	
3) 入院中に必要な物品の準備 4) 入院費の支払い 5) 退院支援・施設入所支援	
6) 死亡時の対応・遺体の引き取り	
5. 判断能力が不十分・ない場合:成年後見制度の活用あり	16
1) 緊急の連絡先 2) 医療同意に係る書類/入院申込書・入院計画書	
3) 入院中に必要な物品の準備 4) 入院費の支払い 5) 退院支援・施設入所支援	
6) 死亡時の対応・遺体の引き取り	
6. 判断能力が不十分・ない場合:成年後見制度の活用なし	19
1) 緊急の連絡先 2) 医療同意に係る書類/入院申込書・入院計画書	
3) 入院中に必要な物品の準備 4) 入院費の支払い 5) 退院支援・施設入所支援	
6) 死亡時の対応・遺体の引き取り	
7. 近隣行政の対応一覧	23
8. 医療機関の相談支援窓口一覧	24
9. ACP 意思決定支援	25
10. 用語の定義と解説/参考資料	28
おわりに	31

3. 医療同意に関する対応の原則 (治療や検査の意思決定)

○本人の同意が原則

・本人の状況に応じた説明と同意の手順をふむこと。本人の理解が不十分な場合や同意の確認ができない場合は、その経過を本人の診療記録に記載すること。

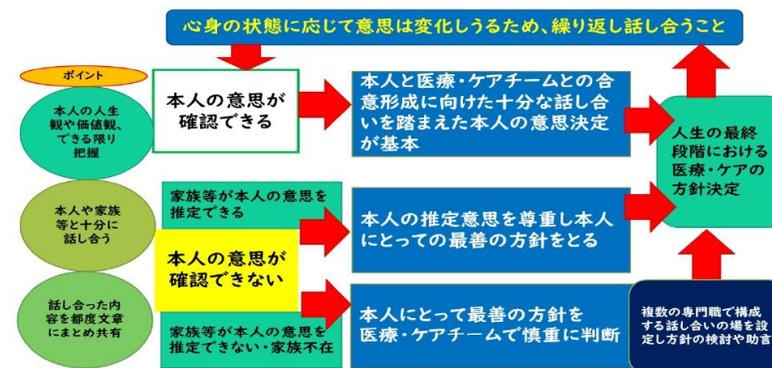
○緊急時の対応:1人の医師の判断で決めない

・本人が署名できない場合でも医学的見地から本人に必要な治療が行われることが最優先。この場合、医師、看護師等複数の医療者の協議を基に診療部門の管理責任者(または現場管理者)の判断に委ね、その事実と理由を診療記録に記載する。

○緊急を要しない場合の対応

・医療・ケアチームの中で協議するプロセスを踏み、最終的には医療機関において本人の最善を考えた判断を組織として行う。

人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスガイドライン における意思決定支援や方針決定の流れ(2018年)



医療及びケアの決定手順

○本人の意思が確認できない場合

家族等がない場合及び家族が治療を医療者に委ねる場合、治療の中止や持続鎮静等の重要な決定に際しては、多職種の医療者から構成される「医療・ケアチームによる倫理カンファレンス」を実施し、本人にとって最善と言われる医療について協議し、倫理的視点で医療方針を検討する。医療・ケアチームで決定困難な場合は病院長が最終的な決定を行う。



住まいとつながりをすべての人に

NPO
法人

やどかりプラス+

当事者主体の 『身寄り』問題の 解決

「やどかりライフ」という暮らし方の提案

「やどかりライフ」という「暮らし方」

「やどかりライフ」とは『互助をする暮らし方』の事です。やどかりは、互いに助け合う暮らしを提案します。

やどかり？
NPO法人やどかりサポート鹿児島
の事です。やどかりでは、住宅の
連帯保証をしています。

ごしょ 互助？
お互いに助け合うこと。

NPO法人やどかりサポート 鹿児島 〒890-0056 鹿児島市下荒田4丁目30番5号レジデント下荒田403号
TEL. 099(800)4842 FAX. 099(800)4845 URL: <https://npo-yadokari.jp>

今日からは、同じような境遇にある人どうし、支えあい・助けあう暮らしを始めませんか？

私たちは、身寄りがない・身寄りが少ないもの同士が互いに助け合って暮らす、**仲間**です。

いつでも
見学に
来て
ください！

働きながら
参加してる
人もいます

何をしているの？

- イベント企画・開催 → これまで、季節に合わせて「雑煮会」「お花見」「花火を見る会」を企画し、開催してきました。
- お部屋のお掃除 → 足腰が痛くて片づけが出来ない仲間のお部屋の掃除をして、助け合うこともあります。
- 入院の時の支援 → 入院の時の荷物の持ち運び、お見舞い。手術時の身の周りのお世話。退院時のお迎えを仲間同士で行っています。一番うれしかったのは心配してくれる人がいたことだと言った方もいました。
- 買い物の手伝い → 足をケガして外出できない仲間の買い物を手伝ったりもしています。

週に1回やどかりサロンにてイベントを行います。参加は自由です。

※会費はありません(イベントによっては参加費が必要です) ※イベントへの参加や活動は強制されるものではありません。



住まいとつながりをすべての人に

NPO 法人 **やどかりプラス+**

「やどかりライフ」の参加者と取組み

やどかりライフ参加者数

2022年度

107人



2023年度

125人

男性95人、女性30人

2023年度 やどかりライフ参加者 年齢比率



住まいとつながりをすべての人に

NPO 法人 やどかりプラス+



やどかりプラスの居住支援で起きていること ①

- 携帯電話を持っていない人があるマンションに入居した。
同じマンションに住む住民が、やどかりからの伝言を行ってくれた。
- 土地勘のない人があるマンションに入居した。
同じマンションに住む住民が、やどかりまで同行してくれた。
- 70代男性，認知症の疑い。
認知症のため，諸手続きが自分でできるか疑問があった。
同じマンションに住む住民が，市役所同行，銀行同行，通帳の作成を行った。
- 60代男性，15年以上ホームレス生活をしていた。
ついに生活保護申請を行い，やどかり利用で入居。
同じマンションに住む住民が，マイナンバーカードの作成の手伝いを行い，携帯ショップに同行して，スマホを持つことができた。スマホの使い方も教えている。
(ワクチン接種の申込みも，同じマンションに住む住民のスマホで行った。)



やどかりプラスの居住支援で起きていること ②

■ 入退院支援

なかまが入院するとお見舞いに行きます。病状説明をいっしょに聞いたり，手術に立ち会ったり，必要な物を揃えてあげたり。退院のときには4人で迎えに行き，本人の家まで一緒に帰り，ウーロン茶で乾杯したという話も。

■ 買物支援

痛風で足が悪い人の買い物を支援。

■ 大掃除

部屋をごみ屋敷にしてしまった高齢者の家の大掃除。

■ 送りあい・弔いあい

残念ながらなかまがお亡くなりになりました。約15名の仲間で「お別れ会」を行いました。

■ (これから) 施設への訪問

仲間の一人が認知症GHに入所することになりました。まだこれからですが。きっと彼らは施設に「元気かあ」と『遊びに』行くでしょう。



やどかりプラスの居住支援で起きていること ③

■ 当事者主体のシェルター運営

シェルターで支援を受けている段階から、地域の「先輩」がかかわる。同じ立場にいた経験のあるものが「次はこうだよ」と教えてくれる

■ 当事者主体のアウトリーチ活動

地域ふくし連帯保証の利用者の中には、孤独・孤立状態に落ちている人、閉鎖的な人、つながりを断っている人がいる。その人のもとを「ぼくも同じやどかり利用者ですよ」と当事者が訪ねる

■ 当事者による介護サービス・障害福祉サービスへのつなぎ

地域ふくし連帯保証の利用者で介護サービスが必要になった人がいる。同じマンションのやどかりライフ参加者が地域包括につなぐ。訪問給食の手配をする。認定調査に立ち会う。

■ 当事者による「見守りあいミーティング」の運営

今年度（2024年度）は、孤独死ゼロを目指して「見守りあいミーティング」を隔週で行っている。LineGroup, 訪問, ICT活用, アウトリーチ活動等の報告, 予定, 個別検討。8月からは、当事者がファシリテーターとなって運営している。



やどかりプラスの居住支援で起きていること ④

支援付き意思決定の実現

- ▶ アルコール依存症で任意入院するも4日で退院してきた人
同じマンションの住人と対話を繰り返し替えていたところ、「もう一度入院したいです」とやどかりに電話
今度は2か月入院した
- ▶ 心臓病で、手術しないと5年以内に確実に死ぬ、一方で手術の死亡確率は30%
このように宣告され、手術を受けるかどうか決定しないといけないという立場に追い込まれた中年男性
やどかりライフ参加者との対話を繰り返す中で、手術を受けることを決断

意思決定の基盤 は日常の関係性 にある

「いっしょに考えてくれる人」がいる
「〇〇のために」
「〇〇もそうだから」
「〇〇がいうから」
意思決定の「意義」や「目的」がある
【意思決定の基盤】がある
↓
関係性の中での過程を経て
意義や目的ある意思決定
を行うことができる
↓
自らの決定を尊重した行動ができる
おもった通りにならなかった場合も再考できる



自分自身でちゃんと「権利擁護してる！」ってこと



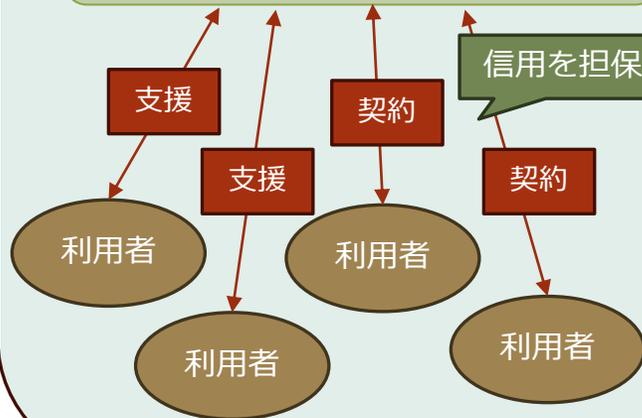
「やどかりライフ」参加者の「お別れ会」の様子。全員が他人だが12名のなかまたちで故人を見送り吊った

当事者主体の『身寄り』問題の解決 ～共同体を前提とした問題解決～

◆現状の議論

市民
後見人

成年後見制度
高齢者等終身サポート事業者



利用者がバラバラなのでチェックが働かない

- ▶ 成年後見制度，身元保証サービス事業者等「制度」「契約」が議論されている
- ▶ 利用者はバラバラ，個々の支援，個々の契約をどうするか？が焦点
- ▶ 成年後見制度においては「チーム」支援と言われているが「チーム」になるのは支援者の側だけ
- ▶ 「支援」を前提にネットワークや中核機関づくりが目指されている
- ▶ 「契約」を前提に「信用」を担保しようと，登録・認可・ガイドライン・消費者契約法上の規制等が目指されている

発想の転換

◆目指すべき将来

新たな共同体



支えあい
を支える

信頼を
担保

行政，社協，企業
NPO法人等様々な機関

共同体が行政やNPOの支援内容をチェックできる

市民後見人は「支援者」ではなく
「市民の共同体」のリーダー役に

- ▶ 『身寄り』の有無にかかわらず安心して生きていけるための地域住民どうしのつながり・信頼を基盤とした新たな共同体を創造する（既存組織の再生も含む）
- ▶ 様々な生活支援，入院・入所の支援，死後事務等も基本的には地域住民が主体となって行う
- ▶ 行政，社協，企業，NPO法人等が「支えあいを支える」ことで「信頼」を担保する
- ▶ まずは調査研究そして実験・モデル事業いつか社会実装！

- ◆ 家族・地域・社会の役割分担を進めるためには，地域の役割を担うことのできる新たな共同体の創造が必要
- ◆ 事業者と利用者の一対一の関係における解決のみを目指さず，利用者どうしのつながりを基盤とする解決を目指す
- ◆ 契約における「信用」の担保とともに，基盤となる共同体の「信頼」を担保するしくみが必要

「支えあい」は地域づくりの「目標」ではなく，地域づくりの「前提」「基盤」に



住まいとつながりをすべての人に
NPO 法人 やどかりプラス+



住まいとつながりをすべての人に

NPO
法人

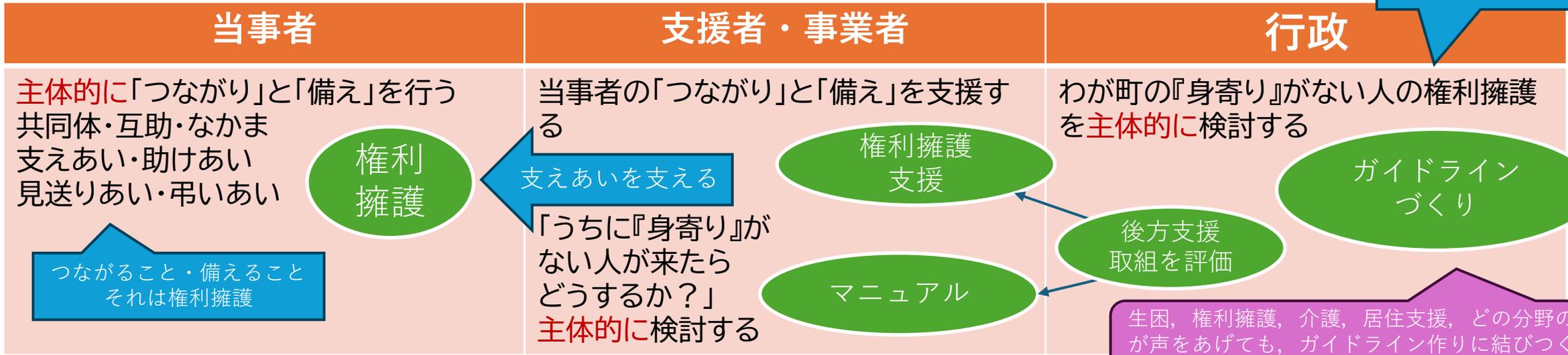
やどかりプラス+

まとめ

当事者，支援者・事業者，そして行政

【つながり】を前提とした「三位一体」の主体的取組みが必要です

ガイドライン作りは
地域・民間との協働
ネットワークづくり
地域づくり



制度や契約の【副作用】を超えて
→当事者の主体的行動，「つながり」，共同体を前提とした解決を目指す

「家族による支援のとらえなおし」，家族・地域・社会の【役割分担】
『身寄り』の有無による【二分論】はダメ

『身寄り』がないはもうスタンダード（「例外」扱いをやめる）



ネットワークの重ね合わせにより，制度や契約の【副作用】をできるかぎり抑制